

京都大学	博士（文学）	氏名	梁 暁 奔
論文題目	日本古代の自他認識：認識の実態と形成		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、日本古代の政治・文化構造を解明するための視角として、律令体制下の支配層が把持していた身分的・対外的イデオロギーを「自他認識」と規定し、その実態と変遷を明らかにしようとするものである。論者は、戦後を代表する日本古代史研究者の一人であった石母田正の学説、すなわち身分的イデオロギーとしての「王民共同体」論、および対外的イデオロギーとしての「東夷の小帝国」論の学史的意義を再評価し、これに深く関連する西嶋定生の「良賤制」論や「東アジア世界」論とあわせて、みずからの批判の対象と定めた。そして、主要史料を独自に読み直しながら、広い視野をもって研究を進め、その論ずるところは、支配イデオロギーの前提となった知識構成や思考方式の問題に及んでいる。論文全体は、石母田－西嶋学説を中心として問題点をまとめ、課題を提示した序章、今後の展望を述べた終章のほか、全7章から構成される。</p> <p>第1章「日唐賤民制の構造と特質―「律比畜産」の意義をめぐって―」は、古代身分制の特質を解明するため、日唐律令の比較というオーソドックスな手法を用いて、日本古代における賤民制の構造と特質を検討したものである。論者によれば、日本において賤民身分が設定されたのは、石母田が言うように、その排除によって良民身分を確定・自認させるためではなかった。また、賤民身分内部に階級差があるとされる点も、良民との待遇に少しずつ差があっただけのことにはすぎない。そもそも、日唐における奴婢交易には大きな差異があり、唐では奴婢取引が広汎に行なわれ、それに応じた法令も定められていたのに対し、日本ではかかる事態は全く確認することができない。差異が生じた理由として、外来奴婢が供給されたか否かが考えられ、ゆえに唐律令では奴婢の畜産・資財扱いが顕著であるが、日本ではそうした規程は空文化し、機能していなかった。奴婢交易の欠如という事象を重視し、律令賤民制全体を再検討すべきことを論者は主張している。</p> <p>第2章「京に上る蝦夷一朝貢と元日朝賀と節会と―」では、律令体制期には東北蝦夷が毎年必ず上京し、元日朝賀儀礼で朝貢を行なった後、節会の共食儀礼に参加していたとする通説を再検討する。論者によれば、毎年正月の蝦夷上京という想定そのものが史料的根拠に乏しく、むしろ特定の政治的理由があった年にのみ召喚されたと考えられる。また、9世紀以降は国家領域内に移住せしめられた蝦夷が俘囚と呼ばれ、正月儀礼に参加したとされるが、日本王朝の貴族たちはそうした事態を把握していなかったし、俘囚が儀礼において「夷狄」風の行為を行なったわけでもなく、彼らの参</p>			

加に政治的意味はほとんど認められないとする。正月儀礼での蝦夷・俘囚の役割を過大評価する学説は、「東夷の小帝国」論の影響を受けたものだとする論者が、両学説に投げかける批判の舌鋒は鋭い。

第3章「律令国家の異民族支配—「城傍」に注目して—」では、日本古代の蝦夷支配と辺境支配をひとまず性質の異なるものと捉え、9世紀末の元慶の乱に関する史料を読み直しつつ、蝦夷支配・蝦夷認識の実相を探ろうとする。まず、元慶の乱における蝦夷諸集団の動向に注目し、戦乱の経過と地域を独自に復原することにより、蝦夷集団それぞれの主体性を把握した。古代国家の蝦夷支配は、基本的に各蝦夷集団の首長を介して行なわれたが、郡制施行範囲内の蝦夷は官衙（城柵）による辺境支配の一環として、一般の民・百姓と区別しながら管理された。一方、郡制施行領域の外では純然たる蝦夷支配が行なわれ、蝦夷の首長が国家側と服属関係を結ぶことにより、蝦夷たちは緩やかな支配の下に入る。論者によれば、この二つの支配方式は律令体制期に一貫して併存したものであり、辺境の北進・南退によって切り替えもなされた。それは、唐の内附異民族の支配システムである「城傍」制に類似するものであったとし、制度史理解に新たな方向性を示している。

第4章「律令国家の新羅認識—貞観十一年新羅海賊事件を手がかりに—」は、「東夷の小帝国」論では日本より下位の「蕃国」と理解している新羅について、そのイデオロギーの空洞化の時期と言われる9世紀代、日本王朝がどのような認識を示したかを追究したものである。論者は、貞観11年（869）の新羅海賊事件を検討対象とし、この事件自体はさほど深刻でもない、突発的なものに過ぎなかったが、9世紀初頭以来、九州北部に新羅人が多数居留するようになり、紛擾の原因となっていたため、海賊を契機として新羅への敵視がにわかに高まり、自国を「神明之國」と称揚しつつ、新羅を「他国異類」として排除する言説が生まれたとする。さらに新羅を排除する論理・方式を跡づけることによって、8世紀中葉以来、仏教・道教・経学など多種多様の渡来知識が用いられ、中国的な天下観・王土王民思想の受容がなされていたことを強調する。

第5章「日本古代における華夷思想とその影響—春秋三伝の受容を中心に—」は、8～9世紀における中国的知識の受容により、夷狄認識がどのように変化したか、またそのことがいかなる影響を与えたかを論じたもの。論者は、『春秋』三伝の華夷思想に関する先行研究に依拠し、左伝が種族・血統によって中華と夷狄を弁別するのに対し、公羊伝は中華と夷狄の違いは文化の優越にあるとし、さらに穀梁伝は中華・夷狄が共存することを評価したと把握する。そして、当初は左伝のみが大学で学ばれたが、8世紀後葉に公羊伝・穀梁伝が伝来し、正式の教授科目となったことにより、両者の華夷思想が一般化したと述べる。9世紀に列島内部の諸民族を「夷狄」と呼び、「蕃」（外国）と区別するようになったこと、また「民」「夷」の別を強調しつつ

も、両者をともに国家支配の対象として重視する政策に転じたことは、要するに春秋学の新たな受容によって、蝦夷認識・蝦夷支配に影響が生じたものと理解されている。論者はさらに、公羊伝・穀梁伝の受容によって、日本王朝の自己認識が変化し、「東夷」の劣等感から解放されるに至ったのではないかと述べ、それが外交政策にも影響したという見通しを示している。

第6章「「国風文化」論再考」では、中国文化の受容と日本の自己認識という問題について、さらに考察を深めようとしている。論者は、「国風文化」に関する近年の学説に関し、和・漢の二項対立論から脱出できず、海外の文化変容を考慮しないものばかりであると断じ、知識の普及・再生産という側面からいくつかの素材を吟味する。まず、倭音・古語の再評価という現象は、決して復古や自己意識の覚醒ではなく、中国文化を受容するための手段であったと述べる。また、女性の漢籍の素養を高く評価し、中国的知識の再生産こそが平安時代の文化的特徴であるとする。さらに「国風文化」で世俗性・日常性を重んじたようなことは、同時代の中国や高麗にも見られ、日本独特の事象ではないとする。かくして、東アジア規模で発生していた中国的文化の普及・再生産の一環として、「国風文化」は位置づけられ、そこに自己認識の変容を見出すことに警鐘を鳴らしている。

第7章「「詞無碍解」の言語観と日本文化への影響—『東大寺諷誦文稿』第140～154行の読解を介して—」は、古代仏教の地域的展開の史料として注目されている『東大寺諷誦文稿』を読み解き、改めて外来文化の受容を考えるものである。この書は、法会において僧侶が教えを説く「唱導」の手控えとして製作された。論者は、その一節が成立年代を解明する手がかりであることを解明するとともに、内容自体もきわめて重要であると述べる。そこには「正しい法を説くときには、言語による障害などなく、如来はどこの国の言葉によっても法を説かれるのだ」との言説が見えるが、これこそが知識の普及・再生産に関わる基本的認識であるとする。それが唱導という方式とともに東アジア各地に広がったとし、「国風文化」前史と位置づけ、第6章の議論への接続を試みている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本古代の政治・文化の特質を解明するため、律令体制下の支配層がもっていた身分的・対外的イデオロギーを「自他認識」と規定し、その実態と変容過程を論じたものである。全体は本論7章から構成され、その前後に研究史を整理して課題を述べた序章と、今後の展望を示した終章が配されている。

戦後の日本古代史研究は、長らくその理論的枠組みを石母田正の学説に負ってきた。石母田はマルクス主義に立脚し、日本7～9世紀の政治・社会構造を理解するため、国家論の前提として「在地首長制」論、身分制論として「王民共同体」論、国際関係論として「東夷の小帝国」論など、多方面にわたる理論を提示し、巨大な影響を与え続けてきた。今もなお、石母田学説を凌駕する理論体系は現われていない。

論者の「日本古代の自他認識」研究は、石母田学説のうち、「王民共同体」論と「東夷の小帝国」論を批判するものである。前者は良民から賤民を排除し、後者は蕃国・夷狄を見下すことにより、自己中心的な支配構造が構築されたとする学説である。それぞれ西嶋定生の「良賤制」論・「冊封体制」論と深く結びついているが、論者は日本・中国の基本史料を独自に読み直し、強い批判精神と幅広い視野をもって研究を進め、石母田－西嶋学説の克服を試みた。その論ずるところは、自他認識の前提となった外来知識の受容の問題にも及んでいる。以下、本論文の構成に沿って、顕著な成果をかいつまんで述べる。

第1章「日唐賤民制の構造と特質」では、日唐律令比較というオーソドックスな方法を突きつめ、日本古代賤民制の特質を論じている。すなわち、日本で賤民身分が設定されたのは、その排除によって良民身分を確定・自認させるためではなく、ごく一部の譜第的隷属関係を残存させたものにすぎない。また、日本には奴婢交易が存在しなかったため、奴婢が資財扱いされることもなく、それが唐との決定的相違点であるとする。近年の唐代奴婢研究に立脚し、石母田－西嶋学説を犀利に批判しつつ、古代身分制の実相に迫った注目すべき論考である。

第2章「京に上る蝦夷」は、8世紀には東北の蝦夷が、9世紀以降は列島各地に移住した蝦夷(俘囚)が毎年上京し、朝賀・節会などの年始儀礼に参加することによって、服属関係を更新していたとする通説を批判する。蝦夷が毎年正月に上京したとする想定そのものが史料的根拠に乏しく、何らかの政治的理由があった年にのみ召喚されたとする見方は斬新である。また、蝦夷・俘囚の儀礼的役割がかくも過大評価されるのは、「東夷の小帝国」論の悪しき影響であろうとする論者の批判は鋭い。

第3章「律令国家の異民族支配」では、古代国家による蝦夷支配と辺境支配を弁別し、前者を郡制施行領域外における蝦夷首長を介した緩やかな支配、後者を郡制施行領域の官衙(城柵)による民(一般百姓)・夷(蝦夷)の支配、とのクリアな理解を示す。この二つの支配は律令体制下に一貫して併存し、唐の内附異民族の支配システムである「城傍」制にも類似するという。古代東北史研究に新しい道を切り拓く、きわめて重要な指摘である。

第4章「律令国家の新羅認識」は、貞観11年(869)の新羅海賊事件を素材とし、かつて「蕃国」とされていた新羅が、「他国異類」として排除されるに至る過程を跡づける。論者によれば、事件自体は深刻なものではなかったが、9世紀初頭以来、九州北部に多数の新羅人が居留し、紛擾の種となっていたため、海賊によって新羅への敵愾心が一挙に高まり、自国を「神明之国」と称揚する言説が生まれたという。新しい言説・認識の背後に、中国的な天下観や王土王民思想の本格的受容を想定する点も、新鮮にして興味深い。

第5章「日本古代における華夷思想とその影響」は、8～9世紀に新しい中国的知識が受容され、それが蝦夷認識・蝦夷政策の変容をもたらしたとする、野心的論考である。論者によれば、8世紀後葉に『春秋』公羊伝・穀梁伝が日本にもたらされ、中華と夷狄の違いは種族・血統ではなく、文化の優劣によるものであり、共存可能とする認識が広まった。民・夷の別を強調しつつ、ともに国家支配の対象として重視する9世紀の政策は、ここに思想的基盤をもつという。石母田のいささか固定的な思考を組み直すための試みとして評価できよう。

第6章「「国風文化」論再考」は、東アジア規模で中国的知識の普及・再生産がなされていたという観点から、日本の独自性ばかりを強調しがちな「国風文化」論を厳しく批判する。論者によれば、9世紀中葉以降における倭語・古語の再評価も、10世紀における女房層の文字文化も、中国的知識の受容・普及と不可分のものであった。「国風文化」は自己意識の覚醒によるものとは言いがたいとする結論は、「自他認識」の変容を考える上でも考慮に値する。

第7章「「詞無碍解」の言語観と日本文化への影響」では、『東大寺諷誦文稿』という9世紀の唱導史料を検討したものである。論者は、その一節を深く分析することにより、「正しい法は言葉の違いに関わらず伝えられていく」という仏教的言説の重要性を主張する。それが東アジア各地に広まり、中国的知識の受容・普及・再生産に関わる基本的認識となったと述べ、「国風文化」の前史として位置づけている。

以上のように、本論文は石母田正の主要学説を批判し、古代日本の政治・文化をめぐるイデオロギー構造と変遷を、多様な観点と長い時間幅から論じた力作である。新しい研究や史料への目配りも怠りなく、結論にいっそうの説得力を与えている。石母田－西嶋学説に代わる体系を構築するには、理論と実証の双方において、さらに長期にわたる研鑽が必要であろうが、論者は必ずや期待に応えてくれるであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2019年2月12日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。